

付 議 第 8 号

高知県文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則議案

高知県文化財保護条例施行規則（昭和 51 年高知県教育委員会規則第 5 号）の一部を別紙のとおり改正することについて、議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任等規則（平成 4 年教育委員会規則第 1 号）

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（3）規則及び訓令を制定し、又は改廃すること。

-----  
**教 育 委 員 会 規 則**  
-----

高知県文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則をここに  
公布する。

令和3年 月 日

高知県教育長 伊藤 博明

**高知県教育委員会規則第 号**

**高知県文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則**

高知県文化財保護条例施行規則（昭和51年高知県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第25条第1項中「市町村教育委員会を」を「市町村教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項の条例の定めるところによりその長が文化財の保護に関する事務を管理し、及び執行することとされた市町村にあっては、その長。次項において同じ。）を」に改める。

**附 則**

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

## 参考資料 1

### 高知県文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則議案説明

この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）の一部改正等を考慮し、教育委員会に提出すべき届書その他の書類及び物件の提出は市町村教育委員会を経由すべきものとされているところ、法等の定めるところにより市町村長が文化財の保護に関する事務を管理し及び執行するとされた市町村においては、市町村長を経由すべきものとするができるよう、必要な改正をしようとするものである。

対 照 表

新 旧

高知県文化財保護条例施行規則（抜粋） 旧

高知県文化財保護条例施行規則（抜粋） 新

（書類等の経由）

第25条 文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下この条において「法」という。）、条例及びこの規則の規定により文化財に關し教育委員会に提出すべき届書その他の書類並びに法第188条第1項の規定により教育委員会を経由すべき届書その他の書類及び物件の提出は、市町村教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に關する法律（昭和31年法律第182号）第23条第1項の条例の規定るところによりその長が文化財の保護に關する事務を管理し、及び執行することとされた市町村にあっては、その長。次項において同じ。）を経由すべきものとする。この場合において、教育委員会は、必要に応じて当該市町村教育委員会に意見を求めるものとする。

（書類等の経由）

第25条 文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下この条において「法」という。）、条例及びこの規則の規定により文化財に關し教育委員会に提出すべき届書その他の書類並びに法第188条第1項の規定により教育委員会を経由すべき届書その他の書類及び物件の提出は、市町村教育委員会を経由すべきものとする。この場合において、教育委員会は、必要に応じて当該市町村教育委員会に意見を求めるものとする。

## 文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の概要

### 趣旨

過疎化・少子高齢化などを背景に、文化財の滅失や散逸等の防止が緊急の課題であり、未指定を含めた文化財をまちづくりに活かしつつ、地域社会総がかりで、その継承に取り組んでいくことが必要。このため、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や、地方文化財保護行政の推進力の強化を図る。

### 概要

#### 1. 文化財保護法の一部改正

##### (1) 地域における文化財の総合的な保存・活用

- ① **都道府県**は、文化財の保存・活用に関する総合的な施策の**大綱**を策定できる

【第183条の2第1項】

- ② **市町村**は、都道府県の大綱を勘案し、文化財の保存・活用に関する総合的な**計画**（文化財保存活用地域計画）を作成し、国の認定を申請できる。計画作成等に当たっては、住民の意見の反映に努めるとともに、**協議会**を組織できる（協議会は市町村、都道府県、文化財の所有者、文化財保存活用支援団体のほか、学識経験者、商工会、観光関係団体などの必要な者で構成）

【第183条の3第1項、同条第3項、第183条の9】

【計画の認定を受けることによる効果】

【第183条の5、第184条の2】

・国の登録文化財とすべき物件を提案できることとし、未指定文化財の確実な継承を推進  
・現状変更の許可など文化庁長官の権限に属する事務の一部について、都道府県・市のみならず認定町村でも行うことを可能とし、認定計画の円滑な実施を促進

- ③ 市町村は、地域において、文化財所有者の相談に応じたり調査研究を行ったりする民間団体等を**文化財保存活用支援団体**として指定できる

【第192条の2、第192条の3】

##### (2) 個々の文化財の確実な継承に向けた保存活用制度の見直し

- ① 国指定等**文化財の所有者**又は**管理団体**（主に地方公共団体）は、**保存活用計画**を作成し、国の認定を申請できる

【第53条の2第1項等】

【計画の認定を受けることによる効果】

【第53条の4等（税制優遇は税法で措置）】

・国指定等文化財の現状変更等にはその都道府県の許可等が必要であるが、認定保存活用計画に記載された行為は、**許可を届出とするなど手続きを弾力化**  
・美術工芸品に係る**相続税の納税猶予**（計画の認定を受け美術館等に寄託・公開した場合の特例）

- ② 所有者に代わり文化財を保存・活用する**管理責任者**について、**選任できる要件を拡大し**、高齢化等により所有者だけでは十分な保護が難しい場合への対応を図る

【第31条第2項等】

##### (3) 地方における文化財保護行政に係る制度の見直し

- ① 下記2.により地方公共団体の長が文化財保護を担当する場合、当該地方公共団体には**地方文化財保護審議会**を必置とする
- 【第190条第2項】
- ② 文化財の巡視や所有者への助言等を行う**文化財保護指導委員**について、都道府県だけでなく**市町村にも置くことができる**こととする
- 【第191条第1項】

##### (4) 罰則の見直し

- ① **重要文化財等の損壊や毀棄等に係る罰金刑の引き上げ等**

【第195条第1項等】

#### 2. 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正

地方公共団体における**文化財保護の事務**は教育委員会の所管とされているが、条例により**地方公共団体の長**が担当できるようにする

【地教行法第23条第1項】

施行期日

平成31年4月1日

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

発令　　：昭和31年6月30日法律第162号

最終改正：令和2年3月31日号外法律第11号

改正内容：平成29年5月17日号外法律第29号[令和2年4月1日]

(職務権限の特例)

第二十三条 前二条の規定にかかわらず、地方公共団体は、前条各号に掲げるもののほか、条例の定めるところにより、当該地方公共団体の長が、次の各号に掲げる教育に関する事務のいずれか又は全てを管理し、及び執行することとすることができる。

一 図書館、博物館、公民館その他の社会教育に関する教育機関のうち当該条例で定めるもの（以下「特定社会教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関すること（第二十一条第七号から第九号まで及び第十二号に掲げる事務のうち、特定社会教育機関のみに係るものを含む。）。

二 スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。

三 文化に関すること（次号に掲げるものを除く。）。

四 文化財の保護に関すること。

2 地方公共団体の議会は、前項の条例の制定又は改廃の議決をする前に、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。